

# 山形県高等学校定時制通信制総合体育大会開催基準要項

## 1 主 催

山形県高等学校定時制通信制総合体育大会（以下「大会」という）の主催は、山形県高等学校体育連盟（以下「本連盟」という）、山形県教育委員会、（公財）山形県体育協会、山形県定時制通信制教育振興会とする。

## 2 共 催

大会の共催は、大会開催地（教育委員会も含む）とする。

## 3 主 管

大会の主管は、開催地区高等学校体育連盟及び開催地区統轄団体とする。

## 4 大会の開催及び期間

- (1) 大会は6月下旬に毎年開催し、大会の日数は2日間を越えないことを原則とする。
- (2) 大会の開催地は原則として、本連盟の定める村山、最北、置賜、田川、飽海地区の輪番とする。

## 5 大会開催の決定

大会の期日・場所及び規模については、年度ごとに本連盟定時制通信制委員会で原案を立案し、理事会において決定する。

## 6 競技運営

各競技の運営は、本連盟各専門部が県の各競技団体と提携してこれにあたる。

## 7 大会の規模

- (1) 開催競技・種目は県定時制通信制委員会で決定する。
- (2) 競技方法は、各競技別学校対抗とする。

## 8 大会参加資格

- (1) 参加者は、本連盟に加盟している高等学校生徒であること。
- (2) 全国大会参加資格に制限のある競技に関しては、その開催基準要項に準ずる。

## 9 開催地実行委員会

- (1) 開催地区高等学校体育連盟に大会のための実行委員会を設置する。
- (2) 実行委員会の規程には次の内容を明記する。  
①名称 ②目的 ③組織 ④役員 ⑤管掌内容 ⑥経理方法 ⑦その他必要事項
- (3) 実行委員会は事務局を設ける。

## 10 大会実施要項

大会実施要項は実行委員会が作成する。競技別実施要項は各専門部が作成し、実行委員会に提出する。

## 11 競技別実施要項の記載内容

- (1)実施期日 (2)会場 (3)競技規定と方法 (4)参加資格
- (5)参加人数（監督等を含めた1チームの人数） (6)申込様式

## 12 参加・宿泊申込

参加・宿泊申込書は所定の様式により、定められた期限まで、実行委員会事務局に次のものを添えて学校每一括して申し込むものとする。

- (1)競技参加申込書 (2)宿泊申込書 (3)大会参加料 (4)出場認知書

## 13 大会参加料

- (1) 大会参加者は参加料を納入する。
- (2) 参加料の額は、本連盟の理事会で立案し評議員会で決定する。
- (3) 参加料は本大会の運営費にあてる。

## 14 表 彰

各競技とも第3位まで賞状を授与する。

## 15 大会経費

大会運営のための経費は、本連盟大会費・共催負担金・参加料・寄付金等でまかなう。

## 16 宿 泊

- (1) 大会役員・競技役員・監督選手の配宿は、開催地実行委員会が行う。
- (2) 宿泊は旅館を原則とし、1人の宿泊に要する広さは2.0畳以上とする。
- (3) 宿泊料金は、県内スポーツ・文化関係大会宿泊料金に準ずる。

## 17 大会役員

### (1) 大会役員

名 誉 会 長……県定時制通信制教育振興会長  
会 長……本連盟会長  
副 会 長……本連盟副会長  
顧 問……県教育委員長 県教育長 県教育次長 県スポーツ推進審議会議長  
開催市町村長 同議会議長 同教育委員長 同教育長  
県体育協会会長 同副会長 開催市町村体育協会会長  
参 与……県スポーツ保健課長 同担当主幹 県高校教育課長  
主管地区県教育庁所管長(教育事務所長) 本連盟評議員  
開催市町村担当課長 県体育協会専務理事 同常務理事  
当該県競技団体長 開催市町村該当競技団体長  
大会委員長……県定時制通信制委員会委員長  
大会副委員長…主管地区定通設置校教頭 県高体連理事長 主管地区高体連理事長  
主管地区定通委員  
委 員……県スポーツ保健課担当課長補佐 同担当係  
各地区高体連理事長 県高体連該当専門部委員長 県高体連事務局長  
定通委員 開催地区該当専門部委員長 開催地区事務局員  
開催市町村担当係 県体育協会事務局長 当該県競技団体理事長  
開催地区市町村体育協会理事長 開催地区該当競技団体理事長

### (2) 競技役員

部 長…本連盟専門部長  
副 部 長…本連盟専門部副部長 県競技団体理事長  
競技委員長…本連盟専門部委員長

## 18 報 道

大会期間中の競技成績の発表については、記録センターを設置してこれにあたる。

## 19 広 告 料

総合プログラムには商業広告を掲載することができる。掲載した広告料の収入は実行委員会が収受する。

### 附 則

平成15年 4月23日一部改正  
平成19年 2月20日一部改正  
平成24年 2月17日一部改正  
平成25年 4月26日一部改正